

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 7 年 4 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更	
送配電等業務指針		送配電等業務指針	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 令和 7 年 1 月 6 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 令和 7 年 1 月 6 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、<u>工事費負担金契約締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～三 （略）	（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約の締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～三 （略）
（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に<u>したがって</u>、連系予約を行う。 一 ・ 二 （略）	（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に<u>従って</u>、連系予約を行う。 一 ・ 二 （略）
（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後 1 か月を超えて<u>工事費負担金契約</u>を締結しない場合 二 系統連系希望者が、<u>工事費負担金契約</u>に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 （略）	（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後 1 か月を超えて<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約</u>を締結しない場合 二 系統連系希望者が、<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約</u>に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 （略）
（工事費負担金契約の締結等） 第 1 0 3 条 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、<u>工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。 2 ・ 3 （略） （新設）	（工事費負担金契約の締結等） 第 1 0 3 条 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、<u>一般送配電事業者等と工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。 2 ・ 3 （略） 4 <u>前 3 項の規定は、混雑緩和希望者又は第 1 3 1 条の 1 9 第 1 項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて工事費負担金契約を締結する場合に準用する。この場合において、「系統連系希望者」とあるのは、「混雑緩和希望者又は第 1 3 1 条の 1 8 の規定による追加混雑緩和希望者」と、「連系承諾後」とあるのは、「第 1 3 1 条の 2 3 の規定による回答後」と、「連系等に必要な工事」とあるのは、「系統増強工事」と読み替えるものとする。</u>
（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び<u>1 時間前取引</u>による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が<u>ある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>）	（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び<u>時間前取引</u>による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が<u>ある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び<u>1時間前取引</u>）による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3～5 （略） 別表 8－1 （略）	三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び<u>時間前取引</u>）による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3～5 （略） 別表 8－1 （略）
（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第 1 3 9 条 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が<u>1時間前取引</u>により販売する電気又は調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二・三 （略） 3 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 （略） 別表 8－2 （略）	（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第 1 3 9 条 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が<u>時間前取引</u>により販売する電気又は調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二・三 （略） 3 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 （略） 別表 8－2 （略）
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第 1 4 0 条 再生可能エネルギー電気特措法第 1 7 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ	（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第 1 4 0 条 再生可能エネルギー電気特措法第 1 7 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ

変 更 前（変更点に下線）										変 更 後（変更点に下線）									
て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。										て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順に従って、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。									
一・二 （略）										一・二 （略）									
2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日 1 2 時までには発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。										2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容に従って、実需給日の前日 1 2 時までには発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。									
3 （略）										3 （略）									
（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出）										（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出）									
第 1 4 1 条 （略）										第 1 4 1 条 （略）									
別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出										別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出									
提出する計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画			提出する計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画		
提出期限		毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	3 0 分ごとの 実需給の開始時刻の 1 時間前			提出期限		毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)	3 0 分ごとの 実需給の開始時刻の 1 時間前		
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の需要電力	翌日の 3 0 分ごとの需要電力量	翌日の 3 0 分ごとの需要電力量	当日の 3 0 分ごとの需要電力量			提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する 2 点の時刻の日別の需要電力	3 0 分ごとの需要電力量	3 0 分ごとの需要電力量	3 0 分ごとの需要電力量		
	供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力				供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力		
	供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力				供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力		
	供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量			供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量	需要電力に対する調整力必要量（上げ）、調整力確保量（上げ）及び調整力確保量		

変 更 前（変更点に下線）									変 更 後（変更点に下線）								
				（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）					（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）
（※１）提出日が休業日の場合も含む。									（※１）提出日が休業日の場合も含む。								
（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第１５３条の３　一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第４号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一　出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備の潮流状況 二・三　（略）									（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第１５３条の３　一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第６号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一　出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）の潮流状況 二・三　（略）								
（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２　（略） ２　承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第１４３条の規定による混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。									（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２　（略） ２　承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第１４３条の規定による連系線の混雑処理がなされた場合であっても、連系線の混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。								
（緊急時の発電設備等の出力の調整） 第２２１条　混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第１４３条から第１４３条の５までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。									（緊急時の発電設備等の出力の調整） 第２２１条　混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第１４３条から第１４３条の５までの規定による連系線の混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。								

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本指針は、令和７年８月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。